

会 議 錄

1 会議名

令和元年度第3回吉川区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

・協議事項（公開）

(1) 吉川区に係る地域活動支援事業の審査について

(2) 吉川区に係る地域活動支援事業の追加募集の実施について

・報告事項（公開）

次期総合公共交通計画について（事務局報告）

3 開催日時

令和元年5月23日（木）午後6時30分から午後8時12分まで（午後7時33分から午後7時57分まで、途中休憩）

4 開催場所

吉川コミュニティプラザ 3階 大会議室

5 傍聴人の数

5人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：五十嵐豊、上野康博、薄波和夫、大滝健彦、片桐利男、片桐雄二、
加藤正子、佐藤均、関澤義男、平山英範、山岸晃一、山越英隆、
横田弘美

・事務局：小林所長、大場次長（総務・地域振興グループ長兼務）、市民生活・福祉グループ渡邊グループ長（教育文化グループ長兼務、以下グループ長はG長と表記）、総務・地域振興グループ南雲地域振興班長、保高班長、交通政策課佐藤課長、木南副課長、大熊主任

8 発言の内容

【大場次長】

- ・会議の開会を宣言。
- ・委員13人の出席を報告。
- ・中村委員から欠席の連絡があったことを報告。

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・会議録の確認：片桐雄二会長

【片桐雄二会長】

- ・挨拶

【大場次長】

- ・議長の選出について、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長が議長を務める。

【片桐雄二会長】

- ・当日の次第の確認
- ・関連する報告事項の整理
- ・次第の3、報告事項に移る。
- ・最初に会長報告だが、本日は、次期総合公共交通計画について報告するため、交通政策課から職員が来ているので、そちらを先に報告願いたい。

【交通政策課佐藤課長】

(報告資料No.1に基づいて説明。)

【南雲班長】

(報告資料No.1のうち、吉川区に関する資料を説明。)

【片桐雄二会長】

- ・今ほどの説明に、何か質問等はないか。

【片桐利男委員】

- ・先ほど、公共交通に関するアンケートでは市民の約9割が公共交通を重要と認識しているという説明があったが、利用は少ないということだった。
- ・多分、こういう検討はしていないだろうが、公共交通があるために治安や冬の交通の確保等ができていることについては、考慮しているか。

【交通政策課佐藤課長】

- ・公共交通と治安、犯罪という話になると、そこは思いが至らないところだが、公共交通は基本的に、冬場であっても維持をするということで、冬になると若干、遅延等する場合はあるが、除雪業者と協力をしながら、極力、冬場も休まずに運行するように対応している。

【片桐利男委員】

- ・話として聞いてほしい。2年前、議会報告会の時に、議員の皆さんに同じ話をした。公共交通網を見直すことによって、治安や冬の交通路の確保が難しくなると、定住にも影響するのではないかと話したのだが、議員の方は、これから見直す公共交通に反映させるとの回答で、私の意図を全く理解していなかったので、今、同様のことを質問した次第だ。

【交通政策課佐藤課長】

- ・直接の答えになるかは分からぬが、乗っていなくても誰が行くか分からぬから残すかという判断は、現在はなかなか難しい。乗っている路線は残していくし、必要な路線なら地域の皆さんも一緒になって公共交通を支えるという考え方で利用してほしいと思う。
- ・私たちもそのために、利用促進に取り組んでいきたいので、協力願いたい。

【片桐雄二会長】

- ・ほかに発言はないか。
(発言を求める委員なし。)
- ・意見がなければ、交通政策課の職員はこれにて中座することだ。委員の皆さんには了解してほしい。
(交通政策課職員が中座)
- ・それでは、会長報告だが、今回、私からは報告はない。
- ・委員の皆さんから報告があれば、お願いしたい。
(発言を求める委員なし。)
- ・事務局からの報告をお願いしたい。

【事務局（大場次長）】

- ・事務局からも、特に報告はない。

【片桐雄二会長】

- ・続いて、4 協議事項に移る。(1) 吉川区に係る地域活動支援事業の審査についてである。
- ・5月18日に行ったプレゼンテーションの結果を踏まえ、今年度の地域活動支援事業に提案された7事業について、採点及び協議を行い、採択の可否を決定したい。なお、本年度は既に、区への配分額に残額が生じているが、7事業の審査の結果、配分額の残額が確定したら、その取扱いを改めて協議する。
- ・審査に先立ち、採点方法を再確認したいので、事務局から説明願いたい。

【保高班長】

(協議資料No.1-1、1-2、1-3に基づいて説明)

【片桐雄二会長】

- ・欠席の中村委員は、事前に審査が終わっているのか。

【保高班長】

- ・今朝になって出席できないとの連絡をもらったため、中村委員からには事前に審査をしてもらえなかつた。
- ・審査は、皆さんの採点を合算し、割り返すことで平均点を出して順位付けをするので、その際の分母から1名を減らすことで対応したい。従って本日は、審査する委員の総数は13人ということでお願いしたい。

【片桐雄二会長】

- ・承知した。今、事務局が説明したが、委員から質問はないか。

【片桐利男委員】

- ・確認したい。採択基準なり採択方針はこれまでの協議でこの内容になっていて、昨年の場合は配分額を大きく超えたので採点をした。
- ・その前に一つの考え方として、吉川区の配分額を超えるければ補助対象の100%にしようという話もあった。
- ・適合するかしないかで採点するかどうかが分かれるのだが、適合しないという意見はこれまで寄せられなかつた。だから今回、提案された案件については全部が適合するとの判断なら、個別に採点する必要はないというこれまでの判断だったので、今回も同様に、私はこれらを採点する必要はないと思うのだが、どうか。

【片桐利男委員】

- ・今の質問は、地域協議会に対する質問か、事務局に対する質問か。

【片桐利男委員】

- ・地域協議会に対する質問だ。

【片桐雄二会長】

- ・ならば、認識が異なるようだ。
- ・これまで協議会で協議してきた内容は、事務局が説明したとおり、まず、採点内容に(1)、(2)、(3)の項目があつて、「(1) 基本審査」では地域活動支援事業の目的に合致しているかどうかを皆さんに判断してもらう。「(2) 地域自治区の採択方針」は吉川区独自の内容になるが、吉川区の採択方針に合致しているかどうかを各委員に判断

してもらい、「(3) 共通審査基準」に進んで、各項目 5 点、合計 25 点の採点をしてもらうことになる。

- ・逆に、この(1)、(2)の所に書かれていることに合致していないという判断があれば、その下の「(3) 共通審査基準」の採点をしないということになる。
- ・基本的に、ここに挙がった提案について我々は 1 つずつ審査をし、それに点数を付けて評価するということなので、応募された金額が区の配分額に達していないというのは別の問題で、これは 1 つ 1 つ審査することが大前提だ。他の委員もそのように認識している。
- ・これは前回、提案者によるプレゼンテーションを行った際にも、皆さんのが共通認識になるよう、確認してもらっている。片桐委員がどこに疑問を持っているのか分からぬのだが、もう一度、説明してもらえないか。

【片桐利男委員】

- ・私が言っているのは、ここに至るまでの経過の話だ。今、会長が言っている内容が、吉川区の採択方針中、「4 採択審査」の(3)、「審査は全委員による採点を行い、順位を決定する。」という部分のことだとなれば、基本的な考え方のとおりになる。
- ・ところが、先ほど話したとおり、配分額に対して提案額が下回っているので、適合する、しないの判断のみで採点しないことにしようということなら、採択方針とは解釈が違ってくる。
- ・採択方針に書かれたとおりに行うというなら手順が整合するのだが、それをしないということなら整合がとれないと感じたから発言した。重ねて言うが、「(3) 共通審査基準」で採点を行うなら、いつものとおりだ。去年もそうだし、これからもそうだということだと思う。それで良いか。

【五十嵐委員】

- ・例えば、A 委員が審査をして、(1)には適合していると判断し、(2)には適合していないと判断した場合には、A 委員は(3)の採点を行わないと認識で良いか。無記入ということである。
- ・それを事務局が集計する際に、合計点を 13 で割り返して点数を入れる訳だが、A 委員の点数が全く入っていなければ、平均点が低くなるという、ただそれだけだと理解している。だから、個人的なことで適合しないとした人、A 委員の分の点数が入らないという単純なことだと思うが間違いないか。

(会場内に頷く委員、多数あり。)

【片桐雄二会長】

- ・五十嵐委員のいうとおりで、適合するかしないかも含めて委員の判断なので、この場で意見を統一することはしない。(1)、(2)の審査で適合しないと判断した場合には、その下の「(3) 共通審査基準」の項目で点数を付けない、採点対象に該当しないので採点しないという判断になる。前回、合意したものと思う。今のお話しのように判断してもらって良い。
- ・他に意見はないか。なければ、これから審査を行う。
- ・なお、審査では、私が審査対象の事業名を読み上げて合図するので、それから審査を行ってほしい。その上で1枚ずつ、採点が終わるごとに事務局が回収し、集計を進めてもらうことになる。
- ・最終の採点票を回収してから、集計には概ね30分かかる見込みとのことだ。

【保高班長】

- ・審査手順の補足説明をする。
- ・まず、会長も説明したが、審査案件ごとに会長に審査開始の合図をしてもらうので、各自で採点してほしい。また審査の際には、第2回地域協議会で伝えた、担当課による所見も参考にしてほしい。
- ・地域協議会委員の中に、事業番号2、「吉川三大枝垂れ桜を維持管理事業」及び事業番号4、「次世代を励ます婚活支援事業」の提案団体の代表者がいる。この委員は、代表する団体の採点には参加できない。
- ・一方、提案事業の順位は例年どおり、全委員の得点を合算して平均点を算出することで決定する。事業番号2と4の提案に関して、代表者である委員はその採点に参加できないが、平均点において不利にならないよう、平均点を導くための分母からも除外する。つまり、この2案件に関しては、割り返す分母も12人とするが、これも例年通りの対応なので、了解願いたい。
- ・採点が終わったら、1件ごとに事務局が採点票を回収し、評価項目ごとに合計点、平均点を算出後、結果を地域協議会に報告する。

【片桐雄二会長】

- ・それでは、事務局の説明も踏まえながら、審査に入る。

【佐藤委員】

- ・1案件当たりの、審査時間の配分はどれくらいか。

【片桐雄二会長】

- 皆さんの審査が終わり次第、回収する。プレゼンテーションも終わっており、採点票に記入するのみだ。これが 5 分かかるのか、3 分なのかは分からないが、皆さんの様子を見て、終わったかどうかを確認しながら回収したい。

【片桐利男委員】

- 採点票には事業番号が書かれていないが、事業名で確認してもらえるのか。

【保高班長】

- 会長には、番号ではなく事業名称で合図してもらうようお願いしてある。

【片桐雄二会長】

- 私もさっき、事業名を読み上げると述べた。事業名を読み上げるので、その事業名の案件を審査願いたい。
- それでは審査に入る。
- まず、歴史と文化のまちづくり研究会から提案があった、歴史と文化のまちづくり事業の審査をお願いしたい。審査が終わった委員は、合図のために採点票を右前側に伏せて置いてほしい。

(採点用紙の記入終了後、事務局が各委員の採点票を回収。以下、同様に、全残りの 6 提案を各委員が採点し、事務局が回収。)

【片桐雄二会長】

- 以上で、採点を終了する。
- 採点結果の一覧表を事務局が作成するまで、若干、時間がかかるので、しばらく休憩とする。
- 会議の再開は、午後 8 時とする。

(午後 7 時 33 分から休憩。事務局による採点一覧表の作成が完了した後、委員及び傍聴者に配布。午後 7 時 57 分に会議を再開。)

【片桐雄二会長】

- 予定した時間より少し早いが、採点結果が出たので会議を再開する。
- 事務局から採点一覧表が配布されたので、説明してほしい。

【保高班長】

- 採点の結果、採択の要件を満たした事業が 7 件中 7 件だった。補助金希望額の累計は提案どおりの 425 万 5 千円である。

- ・委員全員の平均点が25点満点中の13点に満たないために不採択となる事業はなかった。
- ・なお、太枠中の右から2番目の列に示した金額は、上位の事業から順位に従って採択した場合の区への配分額の残額を示している。採択の要件を満たした事業を全て採択した場合、区の配分額の残額は144万5千円となる。
- ・補足になるが、採点一覧表の太枠内に各項目の計（平均）という欄があり、同じ様式の右端にも平均値の欄があって数値が異なっているが、これは小数点以下の端数処理による差なので、承知願いたい。

【片桐雄二会長】

- ・事務局から採点一覧表に基づく説明があった。採点結果では、今年度の事業採択案件は7件、補助金額は425万5千円となったが、皆さん、これで宜しいか。
(会場内から「はい。」の声あり。)
- ・それでは7件全ての事業を採択することで決定する。
- ・続いて、協議事項「(2) 吉川区に係る地域活動支援事業の追加募集の実施について」を協議する。今、審査してもらった結果、区への配分額が144万5千円残ったので、この取扱いを話し合う。
- ・残額の取り扱いについて、追加募集を行うということで、皆さん、宜しいか。
(会場内から「はい。」の声あり。)
- ・それでは、賛同いただいたので、残った配分額の全額をもって追加募集を行うこととする。今後のスケジュールについて協議するので、事務局に今後の募集やスケジュールの案があれば説明願いたい。

【保高班長】

- ・正式に追加募集を行うことが決まったので、追加募集に係るスケジュール等の案を説明する。
- ・まず、資料には記述されていないが、追加募集する額は協議の結果、総額144万5千円で確定した。
- ・次に、協議資料No.2を見てほしい。募集期間は、6月3日（月）から18日（火）が適当と考える。6月の地域協議会の日程は、このあと、皆さんのが決定するものになるのだが、この募集期間なら、定例の第3木曜日である6月20日に地域協議会を行った場合にも、会議までに提案数や内容が確定するからだ。
- ・なお、当初の募集では提案者との間で、文書により質問と回答のやりとりをしたが、

追加募集ではそれを行わない方法を想定した。提案数もそれほど多くないと思われるるので、プレゼンテーションでの質問時間を長めにし、その場で直接、質問するのが良いだろうと考えている。

- ・プレゼンテーションは当初の募集と同様に行うべきと考えるが、大きな課題がない限り、7月の地域協議会の中でプレゼンテーションと採点審査の両方を行うのが適当と考える。なお、採点審査の方法は、当初の募集と同じ内容とするのが適当だ。
- ・全体的には、以上のように考えたが、気掛かりなのは、現地視察が必要となる提案が提出された場合だ。6月の地域協議会と7月の地域協議会の間に、現地確認やプレゼンテーションを行うための日を別に設けるかどうかは、提出される提案内容を見ながら、6月の地域協議会で検討してほしい。

【片桐雄二会長】

- ・事務局から、追加募集の募集期間と審査に関するスケジュールの案が示された。
- ・繰り返しになるが、募集期間は6月3日から18日にすることが提案された。6月20日に次の地域協議会を開催する想定によるものなので、ここで次回、6月の地域協議会の日程を20日にして良いかを確認したい。次回の地域協議会は6月20日、木曜日に開催することにして宜しいか。

(会場内から「はい。」の声あり。)

- ・それでは、事務局の説明にあったように3日から18日の間に募集して、20日に提案状況を確認するということにしたい。それで良いか。

(会場内から「はい。」の声あり。)

- ・そうしたら、20日の地域協議会で提案の内容を確認して、現地視察が必要かどうか等を協議したいのだが、事務局からは、視察の必要がないなら7月の地域協議会の際にプレゼンテーションを行い、その日に質疑応答なども併せて行うことにして、文書による事前質問等のやりとりを行わないという提案があった。このことについて、協議したい。

- ・ちなみに、定例どおりなら7月の地域協議会は18日（木）になる。従って、この日に行うのであれば、プレゼンテーションと質疑応答を経て、その日のうちに審査するという運びになろうかと思う。

- ・事務局、このような理解で間違いなかったか。

【保高班長】

- ・間違いない。現地視察、或いはプレゼンテーションを別の日程で行う必要が出なけ

れば、第3木曜日である7月18日に行われると想定される第5回地域協議会で、プレゼンテーションと審査を同時に行ったら宜しいのではないかという案である。

【片桐雄二会長】

- ・承知した。
- ・7月の地域協議会の日程は、6月20日の第4回地域協議会の中で、再度、皆さんと協議して決める。提案される内容次第で、その次の地域協議会の日程は変更が必要になるかも知れない。
- ・皆さんに確認したいことがもう一つある。7月の地域協議会で追加募集の審査を行うこととして宜しいか。

(会場内から「はい。」の声あり。)

- ・では、7月の地域協議会で審査を行う。
- ・また、7月の地域協議会の中でプレゼンテーションと質疑応答した後に、審査を行うということで、6月20日に確認した時点で非常に提案件数が多い場合には検討の余地があるが、今のところ、そういうことがなければ7月の地域協議会においてプレゼンテーションと審査を同時に行うという計画で宜しいか。

(会場内から「はい。」の声あり。)

- ・では、事務局は、そのように準備してほしい。あとは、6月20日の地域協議会までに、どのような提案が出されているかによって協議しなければいけないので、委員の皆さんには、そのつもりでお願いしたい。

【保高班長】

- ・今、決まった追加募集に関する内容で事務を進める。
- ・補足説明だが、協議資料No.2をもう一度、見てほしい。一番下に記述したとおり、募集要項は町内会班回覧で、また各戸には総合事務所だよりで周知する予定である。ともに6月1日の町内会長便に間に合わせるよう、準備している。
- ・それから、募集要項や総合事務所だよりが住民の家に回って来ないうちに募集期間が始まってしまうことも想定し、防災行政無線による周知も行う予定なので、承知願いたい。

【片桐雄二会長】

- ・是非そうしてほしい。なるべく早く、区の皆さんに周知してもらえればと思う。
- ・それでは、本日の協議は以上とする。
- ・次第の5 総合事務所からの諸連絡について、事務局から説明願いたい。

【大場次長】

- ・市長杯パラグライダー尾神カップ2019の開催について
- ・特定健診の実施について
- ・地区別懇談会の開催について

【片桐雄二会長】

- ・今ほどの諸連絡に、質問等はないか。
(発言を求める者なし。)
- ・パラグライダーの大会では、先ほど審査した内容も実施されるとのことなので、皆さんにも見に行ってもらいたい。
- ・以上で、次第にある内容を終了する。これ以外に、皆さんから質問等はないか。
(発言を求める者なし。)
- ・ないようなので、以上をもって第3回地域協議会を閉会する。

9 問合せ先

吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL: 025-548-2311 (内線211)

E-mail:yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。